# 令和6年第10回

座間市農業委員会定例総会

日時·令和6年10月30日(水) 午後1時30分

場所·座間市役所 6 F全員協議会室

# 第10回座間市農業委員会定例総会議事録

令和6年10月30日、第10回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

### 会議に出席した委員

| 1 | 森 | Ш |   | 保 |  | 7  | 吉 | Ш |   | 充 |
|---|---|---|---|---|--|----|---|---|---|---|
| 2 | 草 | 薙 | 初 | 夫 |  | 8  | 小 | 泉 |   | 聡 |
| 3 | 若 | 菜 | 成 | 之 |  | 9  | 鈴 | 野 | 伸 | 吾 |
| 4 | 曽 | 根 | 将 | 彦 |  | 10 | 吉 | Ш | 浩 | 正 |
| 5 | 池 | 上 | 元 | 徳 |  | 11 | 市 | Ш | 芳 | 明 |
| 6 | 吉 | Ш | 稔 | 恒 |  | 12 | Щ | 村 | 優 | 子 |

会議を欠席した委員

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曽根 覚、池上 光昭、野島喜代史

### 書記は次のとおり

1 事務局長 田川 敦子

2 事務局次長 曽根 和士

3 庶務係長 河野 誠

4 主 事 補 東 田 佑太郎

5 主事補 関口 裕介

### 議 事 日 程

1 議事録署名委員の指名について

2 諸報告について

3 報告第21号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について

4 報告第22号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について

5 議案第33号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

6 議案第34号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

#### 午後1時30分開会

議 長 ただいまの出席委員は12人で、定足数に達しております。

これより令和6年第10回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承ください。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、3番若菜成之委員、10番吉川浩正 員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事務局 それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和6年9月26日(木)から令和6年10月29日(火)までの概要でございます。

先月、9月26日(木)、この場所におきまして、令和6年第9回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、4件、6筆の農地転用届出、農地法第5条、7件、12筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、 1件、6筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、3件、7筆の合計4 議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続を いたしました。

10月11日(金)には海老名市役所で開催された、県央地区農業委員会職員事務研究会に、事務局職員が出席をしました。

10月13日(日)には日産自動車(株)座間事業所で開催された、ひまわりフェスタに、会長が来賓として出席をされています。

10月18日(金)には、会長、会長職務代理、両部会長が、市長、副市長へ農業施策に関する要望書を提出いたしました。

10月22日(火)には農地部会を開催し、本日の議案について現地確認と事前協議を行っています。

10月24日(木)には、農地利用最適化推進委員による栗原地区の農地パトロールを

実施しました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計7件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議 長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第21号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について 及び日程第4、報告第22号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務 局より報告を求めます。

事 務 局 日程第3、報告第21号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年10月30日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第22号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年10月30日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目、畑が1筆、地積、297㎡。

農地法第5条届出について、地目、田が1筆、地積、105㎡、畑が6筆、地積、 2,999㎡。

合計としまして、田が1筆、地積合計、105㎡、畑が7筆、地積合計、3,296㎡、届 出件数7件でございます。

以上です。

議 長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について を議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を 引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年10月30日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

この証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署 に提出する、引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。

資料の3ページをご覧ください。

海老名市上郷四丁目 にお住まいの、 さんからの申請でございます。 引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年10月28日から令和6年10月30日ま で。

特例適用農地につきましては、番号1から番号7までの、田が5筆、畑が2筆、合計、7筆の4,306㎡でございます。全て市街化調整区域内の農地です。

場所につきましては、案内図4ページから6ページをご覧ください。

番号1から番号5までは、鳩川の西側に位置する田、5筆。番号6は、四ツ谷配水管理所の南側の畑、1筆。番号7は、海老名市との行政境に位置する相模川の第1堤防のすぐ東側にございます畑、1筆、合計、7筆となります。

現況につきましては、テレビモニターもしくはお手元のタブレットで確認いただけますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

さんですが、平成27年2月に父親の さんがお亡くなりになられ、長男の さんが、四ツ谷にある7筆の農地を相続され、相続税の納税猶予を受けられ、今回、 申請のありました引き続きの証明は3回目となります。

農業経営等につきましては、居住地である海老名市農業委員会事務局に先日、確認 をしたところ、海老名市内でご家族、主に息子と農業を営んでおり、現在は、海老名 市内で約6,000㎡の田畑を耕作され、農地も良好に管理されているとのことでした。

所有する農機具については、耕耘機、トラクター、田植機、コンバイン等を所有されております。

申請内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、議案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理 由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

曽根将彦農地副部会長より協議概要の報告を求めます。

曽根農地副部会長 こちらは、田が5筆、畑が2筆ということで、タブレットをご覧になっていただければ、田植もされて株が見えると思います。

それから、畑についても、多分、キャベツ、ブロッコリー等が植わっていまして、 タブレットで確認でき、これについても問題ないと思われます。

以上です。

議 長 議案第33号の地区担当委員は吉川稔恒委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川(稔)委員 6番の畑なのですが、現地に行きましたら、ちょうど奥さんが草むしりをしていま した。お話ししたところ、ブロッコリーだそうです。販売先はということで聞きまし たら、湘南青果と、市場ですか、に出す予定だということです。

今、事務局からも説明があったように3番目の息子さんが跡を継いでいるということで、後継者もいて、しっかりと農業を行っているということが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 農地副部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご 質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、農地副部会 長報告は「承認」であります。副部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の 挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第33号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第34号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを 議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第34号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を 引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年10月30日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

お手元の資料の7ページをご覧ください。

まず、申請人ですが、座間市座間1丁目 にお住まいの、 さん、

さんからの申請でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年10月28日から令和6年10月30日まで。

特例適用農地につきましては、番号1から番号7までの、田、7筆、地積合計、5, 100㎡、全て市街化調整区域内の農地となります。

場所につきましては、案内図の8ページと9ページをご覧ください。

こちらは座架依橋の北側や北東に位置する田、7筆になります。

現況写真についても用意しておりますので、テレビモニター、タブレット等でご確認をよろしくお願いいたします。

さんですが平成24年1月に父親の さんがお亡くなりになられ、子供である さん、 さんがこの農地を2分の1ずつ相続され、相続税の納税猶予を受けられております。引き続きの証明といたしましては今回で4回目となります。

さんですが、ご家族で水稲作をされております。

農機具につきましては、トラクターや耕耘機、田植機やコンバインなどを一通り所 有されている方でございます。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、議案第34号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理 由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

曽根将彦農地副部会長より協議概要の報告を求めます。

曽根農地副部会長 こちらも1番から5番までは、田として作付されていまして、株等が残っている ということがタブレットで確認できます。 6番と7番については、現地へ行ってきました。こちらの2筆については、多分、 1年か2年、耕作はしていないのですが、草等はきちんと刈ってありまして、良好な 状態ということを確認できます。問題ないと思います。

以上です。

議 長 議案第34号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川(充)委員 さんですが、昨年まで1から5の田については、全て掛け干しして脱穀するなど熱心に取り組んでいる方です。

先日、ご本人とお話ししたのですが、休耕している6番、7番の2枚の田について、 隣地の栗林から落下したクリの片づけや雑草の除去、一方の田では、飛び出している 枝の除去などで2年ほど前におけがをされたということで、後遺症もあり、そこでの 稲作が大分、困難になってきているというようなお話をされていました。来年以降は、 現況の田のままでサトイモ等、作付可能な作物を栽培していこうという考えでいらっ しゃるということです。

以上、事情と今後のお考えを含め、地域担当としては、承認の意向です。 以上です。

議 長 農地副部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご 質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第34号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部会長報告は「承認」であります。副部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 挙手全員。よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決しました。 以上で、議案審議は全て終了しました。

それでは、先週10月23日に農地利用最適化推進委員で農地パトロールを実施しております。曽根覚推進委員から報告を求めます。

ちょうど

さんが作業をしていましたのでお話をしてきました。

3人の農地を見た限りでは、きちんとした耕作をしているので、問題ないと思います。

また、今後も引き続き、圃場の確認をしたいと思います。 以上です。

議 長 委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かありますか。

その他

・あっせん希望農地調査書について

議 長 ほかによろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和6年第10回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時49分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

| 議  | 長 |  |  |  |
|----|---|--|--|--|
| 3  | 番 |  |  |  |
| 10 | 番 |  |  |  |